

会務報告

2020年7月



目次

- I. 経営方針
- II. 新型コロナウイルス感染症への対応
- III. コーポレートガバナンス強化への貢献
- IV. チームメンバーローテーション制度の導入
- V. 社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準の拡大への対応
- VI. IPOを取り巻く環境への対応
- VII. 税制に関する提言
- VIII. 中小監査事務所のデジタル(IT)化支援
- IX. SDGs・地域活性化

- I. **経営方針**
- II. **新型コロナウイルス感染症への対応**
- III. **コーポレートガバナンス強化への貢献**
- IV. **チームメンバーローテーション制度の導入**
- V. **社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準の拡大への対応**
- VI. **IPOを取り巻く環境への対応**
- VII. **税制に関する提言**
- VIII. **中小監査事務所のデジタル(IT)化支援**
- IX. **SDGs・地域活性化**

I. 経営方針

ありたい姿

会員からも社会からも信頼され、
経済の健全な発展と幸福な社会の実現に最も貢献する
プロフェッショナル団体

戦略目標 1

公認会計士に対する信頼の確立

戦略目標 2

ステークホルダー・
エンゲージメント

戦略目標 3

人財の確保と育成

戦略目標 4

社会からのニーズの充足

戦略目標 5

会務運営の生産性・透明性

価値観（行動指針）の共有と実践

- I. 経営方針
- II. 新型コロナウイルス感染症への対応**
- III. コーポレートガバナンス強化への貢献
- IV. チームメンバーローテーション制度の導入
- V. 社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準の拡大への対応
- VI. IPOを取り巻く環境への対応
- VII. 税制に関する提言
- VIII. 中小監査事務所のデジタル(IT)化支援
- IX. SDGs・地域活性化

II. 新型コロナウイルス感染症への対応

JICPAの対応方針・目的

前例のない危機対応下において、
会社関係者・会員・監査法人関係者の生命の安全を最優先しつつ、
資本市場の信頼を確保するために、関係当局及び関係団体と緊密に連携して、
企業決算と監査の期間を確保する

上場会社の決算発表・株主総会延期等の状況 (2020年4月1日～6月30日・JICPA調べ)

決算発表延期

約**750**社
(うち3月期決算約600社)

株主総会延期等

101社

- 延期（基準日変更なし） 4社
- 延期（基準日変更） 61社
- 継続会開催 32社
- 臨時総会 4社

II. 新型コロナウイルス感染症への対応

3月

日付	主体	区分	概要
17日(火)	JICPA	意見発信	法人税の申告期限の延長措置等についての意見交換を国税庁と実施
18日(水)	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その1)
25日(水)	議員	会議	自民党 金融調査会 企業会計に関する小委員会
26日(木)	JICPA	公表物	協会ウェブサイトにもコロナウイルス関連特設ページ開設
31日(火)	マスコミ	報道	NHK「NEWS おはよう日本」において会長インタビュー放映

P.19

4月

日付	主体	区分	概要
3日(金)	JICPA	公表物	日経新聞の報道を受け、協会ウェブサイトにもコメントを掲載
	金融庁	会議	第1回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会
7日(火)	緊急事態宣言の発令		
	JICPA	公表物	(会長声明) 緊急事態宣言の発令に対する声明
10日(金)	文科省	公表物	新型コロナウイルス感染症の発生等に伴う私立学校法等における期限の定めのある規定の取扱いについて
	議員	国会審議	衆議院財務金融委員会にて日吉雄太議員(国民民主党)が企業決算の状況等について質問
	金融庁	会議	第2回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会
	ASBJ	公表物	新型コロナウイルス感染症への対応(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方)
	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その2)

P.11

P.12

P.11

II. 新型コロナウイルス感染症への対応

4月

日付	主体	区分	概要	
14日(火)	金融庁 議員	公表物 会議	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について 公明党 日本公認会計士懇話会 会合 (石井啓一議員・若松かねしげ議員・竹谷とし子議員・杉ひさたけ議員)	
15日(水)	金融庁	会議	第3回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会	P.11
	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について (会長声明) 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」 からの声明について 新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項 (その3)	P.13
21日(火)	国際	会議	AFA・IFAC合同ミーティング (佐藤専務理事・新井常務理事参加)	
	JICPA	広報	記者会見	
22日(水)	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項 (その4)	
23日(木)	議員	会議	自民党 公認会計士制度振興国会議員連盟 役員会	P.14
24日(金)	経産省	公表物	(大臣談話) 企業決算・監査及び株主総会の対応について	
	金融庁	会議	第4回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会	P.11
28日(火)	金融庁 法務省 経産省	公表物	継続会 (会社法317条) について	
30日(木)	JICPA	意見発信	国税庁に対し、法人税の申告期限の延長措置等についての意見発信	P.19
	議員	国会審議	参議院予算委員会にて浜田まさよし議員 (公明党) が継続会の合理的期間等について質問	

II. 新型コロナウイルス感染症への対応

5月

日付	主体	区分	概要	
1日(金)	JICPA	意見発信	内閣総理大臣等に対し、独立行政法人等が提出する財務諸表等の期限の取扱いについての要望書を提出	P.18
7日(木)	JICPA	公表物	(会長声明) 緊急事態宣言の延長に対する声明	P.16
8日(金)	金融庁	会議	第5回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会	P.11
	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その5) 監査業務における署名・押印に関する実務対応について(連絡協議会資料)	P.15
		会員支援	上場会社関係者宛ての手塚会長書簡を監査法人代表者へ送付	P.17
11日(月)	ASBJ	公表物	新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方(追補)」	
14日(木)	金融庁	会議	第6回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会	P.11
21日(木)	金融庁	公表物	新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について	
22日(金)	経産省	公表物	株主の皆様へのお願い - 定時株主総会における感染拡大防止策について -	
25日(月)	金融庁	会議	第7回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会	P.11
29日(金)	金融庁	公表物	新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q & A - 投資家が期待する好開示のポイント -	

II. 新型コロナウイルス感染症への対応

6月

日付	主体	区分	概要
4日(木)	JICPA	公表物	日本公認会計士協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
18日(木)	金融庁	会議	第8回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会
	JICPA	広報	記者会見
30日(火)	JICPA	公表物	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その6)

P.11

P.20

7月

日付	主体	区分	概要
2日(木)	金融庁	会議	第9回 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会
		公表物	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応(骨子)

P.11

関係者との意見交換を随時実施

- ✓ 監査法人
- ✓ 官庁(金融庁・法務省・経済産業省 ほか)
- ✓ 国会議員(衛藤征士郎議員・塩崎恭久議員 ほか)
- ✓ 市場関係者(投資家・経団連・経済同友会・全銀協・監査役協会・GPPC・日本貿易会 ほか)
- ✓ マスコミ

◆ 金融庁「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」

■ メンバー

日本公認会計士協会
 企業会計基準委員会
 東京証券取引所
 日本経済団体連合会
 日本証券アナリスト協会



※ アナリスト協会は4月24日から参加

■ オブザーバー

全国銀行協会
 法務省
 経済産業省

■ 事務局

金融庁

協議会開催日	議 題
① 4月 3日 (金)	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応
② 4月10日 (金)	緊急事態宣言及び緊急経済対策を踏まえた企業決算・監査等への対応
③ 4月15日 (水)	連絡協議会の声明文の件
	「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」公表
④ 4月24日 (金)	連絡協議会声明文発出後の状況・今後の見通し
⑤ 5月 8日 (金)	緊急事態宣言の延長を踏まえた状況
⑥ 5月14日 (木)	緊急事態宣言の延長を踏まえた状況②
⑦ 5月25日 (月)	新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示に関する要請文
⑧ 6月18日 (木)	新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示や株主総会に関する動向などについて
⑨ 7月 2日 (木)	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会の取組の振り返りなどについて
	「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応（骨子）」公表

※会議終了後には、金融庁が記者ブリーフィングを実施

◆ 会長声明の公表(緊急事態宣言発令)

2020年4月7日
日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

緊急事態宣言の発令に対する声明

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、本日、政府から緊急事態宣言が発令されました。我が国を含む多くの国で、人々の生命や安全に重大な危険が生じている現状において、更なる感染拡大を防止し、国民の生命を守るためには、個人、企業などのあらゆる主体が政府及び地方自治体の要請等に従い適切な行動を取る必要があります。当協会は、会員・準会員に対し、政府等の要請を遵守した行動をとるよう要請します。

現在、日本企業の決算が最も集中する3月期決算業務と監査業務が進行中です。当協会会員（公認会計士及び監査法人）からの情報を総合すると、多くの企業において決算業務に重大な遅延が生じている、あるいはその懸念が高まっていることが明らかになっています。また、会員はこれまで、リモートワークの推進をはじめとする可能な限りの工夫のもとに監査業務を継続してきましたが、こうした方法では対応が困難な業務も多く、監査業務の遂行にも重大な制約が生じています。そして、緊急事態宣言の発令を受けて、今後は、外出自粛等の感染拡大防止措置を従来にも増して徹底することとなり、企業の決算業務や監査業務に対する制約が更に甚大なものとなることが予想されます。

当協会は、こうした状況においても、資本市場という重要な社会基盤が有効に機能することを確保するために、信頼性の高い財務報告や監査業務の機能を維持することが不可欠と考えています。そのためには、企業の決算業務の完了と監査業務の遂行のために、それぞれ十分な時間を確保することによって、信頼のある財務書類が提出されるようにすることが求められます。したがって、当協会は、大きな制約に直面している企業決算の現場と監査の現場の状況に鑑み、諸外国における措置と同様に、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の提出等について、その期限を一律に延長することが可能となる対応及び会社法に基づく定時株主総会の開催時期（特に、計算関係書類の報告期限）についても、一律に延期することが可能となる対応が必要と考えます。

当協会は、前例のない危機対応下において、国民の生命の安全を最優先しつつ、資本市場の信頼を確保するために、関係当局及び関係団体と緊密に連携して適切に対処していく所存です。

以 上

◆ 会長声明の公表(連絡協議会声明)

2020年4月15日
日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」からの声明について

本日、当協会が構成員として参加した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」（以下「協議会」といいます。）から、共同声明「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」が発出されました。同声明は、我が国企業の決算が最も集中する3月期の決算業務と監査業務が進行中である現下においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、これらの業務に大きな遅延が生じる可能性が高まっている状況を踏まえて、企業及び監査法人に対して、決算及び監査業務の遂行に当たって、例年とは異なるスケジュールも想定して、柔軟かつ適切に対応していくことを求めたものです。

当協会は、新型コロナウイルスの更なる感染拡大を防止し、国民の生命を守るためには、個人、企業などのあらゆる主体が政府及び地方自治体の要請等に従い適切な行動を取る必要があることを踏まえて、4月7日付けで、「緊急事態宣言の発令に対する声明」を発出し、会員・準会員に対し、政府等の要請を遵守した行動をとるよう要請したところです。その後、4月13日付けで、金融庁から、政府による出勤者7割減の要請を会員・準会員に対して周知することを求められています。

以上を踏まえて、当協会は、会員・準会員に対して、緊急事態宣言下における政府等の要請を遵守することを改めて要請するとともに、協議会からの声明の趣旨を踏まえて、企業決算・監査に関わる方々の健康と安全を最優先しつつ、関係法令が確保しようとした実質的な趣旨を没却することのないよう、企業の関係者と協力して適切に対応することを求めます。

以 上

◆ 自民党 公認会計士制度振興国会議員連盟

日時

2020年4月23日（木）13：00～15：00

議題

「緊急事態宣言下における決算・監査のあり方」について

- ① 金融庁、法務省、経済産業省より説明聴取
- ② 日本公認会計士協会より聴取



会議において示された課題

- ① 責任あるものからの政府方針の発信
 - 経産大臣が翌日（4/24）談話を公表
 - 企業に対し、株主総会の延期や継続会の開催等の検討を求める内容

- ② 継続会開催についての留意事項の明示
 - 金融庁・法務省・経産省連名でガイダンスを4/28付け公表

◆ 監査業務における署名・押印に関する実務対応

金融庁・法務省・経産省 「継続会（会社法317条）について」（2020年4月28日）

5. 事務遂行の在り方

本件に関する決算や監査業務の遂行は、当該業務に携わる者の安全と健康に十分に配慮しながら適切かつ合理的に遂行していくことが求められているところ、決算や監査業務の遂行に当たって書面への押印を求めるなどの慣行は見直されるべきである。

「監査業務における署名・押印に関する実務対応について」（2020年5月8日）

■ 監査報告書

- ✓ 記名+Ⓜを記載した監査報告書を改竄不能な電子媒体で提出
- ✓ 計算書類（最終版）と監査報告書をPDFで結合し、修正不能な設定とする
- ✓ 監査報告書への署名・押印と袋綴じは、可能な限り、計算書類等の備置きの日より前に行い、署名・押印の対象とする監査報告書の部数は、合理的な範囲で削減

■ 経営者確認書

- ✓ 記名+Ⓜを記載した監査報告書の交付と交換に、署名済又は記名済の経営者確認書を改竄不能な電子的媒体で受領
- ✓ 後日、署名・押印済の監査報告書と引き換えに、署名又は記名・押印済の経営者確認書を受領

◆ 会長声明の公表(緊急事態宣言延長)

2020年5月7日
日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

緊急事態宣言の延長に対する声明

2020年5月4日、政府より、緊急事態宣言が同年5月31日まで延長されることが表明されました。当協会は、引き続き会員・準会員に対し、人と人との接触の削減、そのための出勤の抑制、3つの密の回避等の、政府等の要請を遵守した行動を継続するよう要請します。

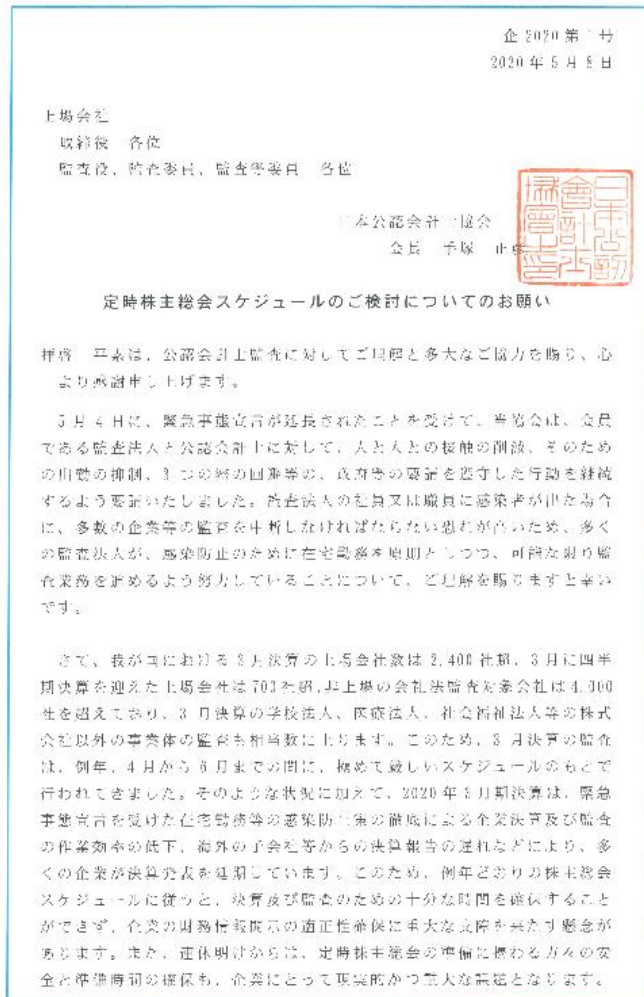
ご承知のとおり、我が国における3月決算の上場会社数は2,400社超、3月に四半期決算を迎えた上場会社は700社超、非上場の会社法監査対象会社数は4,000社を超えており、3月決算の学校法人、医療法人、社会福祉法人等の株式会社以外の事業体の監査も相当数に上ります。このため、3月決算の監査は、例年、4月から6月までの間に、極めて厳しいスケジュールのもとで行われてきました。そのような状況に加えて、2020年3月期決算は、緊急事態宣言を受けた在宅勤務等の感染防止策の徹底による企業決算及び監査の作業効率の低下、海外の子会社等からの決算報告の遅れ等により、既に多くの企業が決算発表を延期しています。このため、例年どおりの株主総会スケジュールに従うと、決算及び監査のための十分な時間を確保することができず、企業の財務情報開示の適正性確保に重大な支障を来す懸念があります。また、連休明けからは、定時株主総会の準備に携わる方々の安全と準備時間の確保も、企業にとって現実的かつ重大な課題となります。

当協会は、このような事態に備えて、関係団体及び関係省庁と連携して、6月末までに行われることが予定されている定時株主総会について、その延期や継続会の開催も含めて、例年とは異なるスケジュールや方法とすることの検討を企業に要請してまいりました。しかしながら、これまでに、定時株主総会の7月以降への延期又は継続会の開催を決定した企業は少数にとどまっています。

企業の財務情報開示の適正性を担保するためには、十分な時間を確保して、質の高い監査を行うことが不可欠です。会員・準会員各位には、引き続き、企業決算及び監査に関わる方々の健康と安全を最優先しつつ、財務情報の適正開示という関係法令が確保しようとした実質的な趣旨を没却することのないよう、定時株主総会の延期又は継続会の開催の必要性について、企業経営者及び監査役等と十分に議論をし、適時適切に対処するようお願いいたします。

以 上

◆ 上場会社関係者宛ての手塚会長書簡



「定時株主総会スケジュールのご検討についてのお願い」
(2020年5月8日)

目的

企業の現場責任者だけでなく、経営層に実態を伝える際に、
監査法人において適宜利用するため

宛先

上場会社 取締役
監査役・監査委員・監査等委員

◆ 非営利・公会計分野における要望書の提出

「独立行政法人等が提出する財務諸表等の期限の取扱いについて（要望）」の提出
(2020年5月1日)

概要

独立行政法人及び国立大学法人の決算業務と監査業務が新型コロナウイルス感染症の影響により遅れが生じ、独立行政法人通則法第38条に定める財務諸表の提出期限を守ることが困難となる可能性が高まっていることから、柔軟な取扱いを求めるもの

宛先

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣

厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

◆ 租税分野における対応

国税当局との意見交換等の実施

- ✓ 担当役員による国税庁訪問（3月）
 - 個別の申請による法人税の申告期限の延長等に伴う課題や、延長が認められる理由について
- ✓ 書面の提出（4月・感染防止徹底のため、意見交換に代えて実施）
 - 法人税の申告期限の一律延長や、国税庁FAQで示されていない解釈の明確化について

緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望の検討

- 毎年度の税制改正意見・要望書及び税制の在り方に関する提言に加え、緊急事態解除宣言後の「新たな日常」と「経済及び企業再生」を前提に下記の観点で要望を策定
 - ・ 経済的困窮に直面する国民を救済するための要望
 - ・ 企業の財務改善、持続的成長を促すための要望
 - ・ 国民の健康増進と感染症に負けない国づくりのための要望
- 主な要望：失業対策としての雇用促進税制
 - 再生局面でのオープンイノベーション税制の拡充
 - 実質的な企業の内部留保対策となる大企業の欠損金に関する繰戻還付制度
 - 中小企業における細かい資金繰り対策をサポートする意味での地方税の追加的な猶予
- その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、税務業務部会員宛てに事務所運営上の問題等が生じているといった影響を把握することを目的として緊急アンケートを実施し（4月17日～23日）、376名の部会員から回答を得た。

◆ 定例記者会見の開催

日時	2020年6月18日（木） 14:00~15:00
場所	公認会計士会館ホール2
出席報道会社	12社16名
次第	<ol style="list-style-type: none">1. 最近の協会、業界の主な動向2. 税制改正に関する協会の要望、提言について
主な 質疑応答	<ul style="list-style-type: none">✓ 総会延期企業数について✓ コロナ禍での総会運営について✓ MUFGをはじめとするKAMの記載について✓ KAMによる情報開示の意義と投資家への影響について✓ KAMによる業務負担の増加について



◆ ポストコロナに向けて

1. ステークホルダー・エンゲージメントの強化

2. 株主総会・企業情報開示・監査制度の見直し

- 金商法と会社法の二つの法制度に基づく企業情報開示と監査制度の併存
- 四半期報告（法定開示）
- 株主総会の基準日と総会の開催期限
- 監査報告書・経営者確認書の署名・押印 ほか

3. 監査実務の見直し

- 監査の在り方の見直し
- 公認会計士に求められる資質の明確化

4. JICPAのシステム・通信インフラの強化と生産性向上の加速

- I. 経営方針
- II. 新型コロナウイルス感染症への対応
- III. **コーポレートガバナンス強化への貢献**
- IV. チームメンバーローテーション制度の導入
- V. 社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準の拡大への対応
- VI. IPOを取り巻く環境への対応
- VII. 税制に関する提言
- VIII. 中小監査事務所のデジタル(IT)化支援
- IX. **SDGs・地域活性化**

III. コーポレートガバナンス強化への貢献

当協会としての考え方

- 社外取締役には、経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能が期待される。
- 社外取締役設置の義務付けは、取締役会の監督機能の充実という観点から、ガバナンス強化に資する

【参考】コーポレートガバナンス・コード

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

～（中略）～ 監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

公認会計士の資質等について

【参考】公認会計士法
(公認会計士の使命)

第1条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

- ✓ 財務・会計の専門家としての知見
 - ✓ 会計監査業務を通じて多くの企業の経営・ガバナンスを見ている経験
 - ✓ 「独立性」という他の専門家にはない職業的特性
 - ✓ 強固な職業倫理
- さらに、社外役員としての資質向上のための施策を実施

→→次頁参照

III. コーポレートガバナンス強化への貢献

会長声明

社外役員等に就任している会員に対する倫理規則の遵守徹底について

会員各位

2019年12月5日

2019年12月4日、会社法の一部を改正する法律案が参議院において可決され、上場会社等において、社外取締役の設置が義務付けられることとなりました。社外取締役の設置の義務化は、取締役会の監督機能の充実という観点から、コーポレートガバナンスの更なる強化に資するものであり、当協会として賛同するものであります。

現在、上場会社の約半数に当たる約1,900社において、1,600名程度の会員が、公認会計士としての財務・会計・監査に関する知見や、企業の経営、組織、事業活動、内部統制等に関して監査業務等を通じて得た経験を活かし、社外取締役や社外監査役等のガバナンスを担う役職に就任しています。

当協会は、2019年7月に倫理規則を改正し、企業等所属の会員が、違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応を新たに設けております（2020年4月1日から適用）。

この倫理規則の改正により、企業等所属の会員は、所属する組織で発生した違法行為又はその疑いに対して、所属する組織によって適切な行動がとられるように対応することが求められています。この違法行為には、財務諸表の金額や開示に直接影響を及ぼす法令だけでなく、事業運営等のために企業が遵守することが必要な法令も含まれています。企業等の事業活動に主体的に関わる企業等所属の会員が倫理的行動を高めることにより、違法行為から生ずる損害から利害関係者等の保護を図ることで、社会からの期待に応え得るものと考えます。

特に社外役員等の職にある会員は、違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応において、その権限等に応じて、違法行為又はその疑いの阻止・是正を行うなど、他の企業等所属の会員に比べ、より深度ある対応が求められています。また、法令遵守を含む倫理的行動を重視する文化を所属する組織内で奨励し、浸透させることも期待されています。

社外役員等の職にある会員におかれては、会社の持続的な成長と企業価値の向上を図るための役割・責務を適切に果たすため、積極的に権限を行使するとともに、ガバナンスを担う者として、より高い職業倫理の遵守が求められることを再認識いただき、社会から期待された責任を果たせるよう、倫理規則の十分な理解と確実な遵守をお願いします。

以上

➤ 「会社法の一部を改正する法律」 2019年12月11日公布

- I. 経営方針
- II. 新型コロナウイルス感染症への対応
- III. コーポレートガバナンス強化への貢献
- IV. チームメンバーローテーション制度の導入**
- V. 社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準の拡大への対応
- VI. IPOを取り巻く環境への対応
- VII. 税制に関する提言
- VIII. 中小監査事務所のデジタル(IT)化支援
- IX. SDGs・地域活性化

IV. チームメンバーローテーション制度の導入

金融庁

監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）（2019年10月25日）

■ ポイント

- ✓ 監査法人の交代に際して支障となり得る実務面の課題に対処しつつ、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、より幅広く監査市場の在り方についての分析・検討を行う必要がある

■ パートナーローテーション等の実態調査

- ✓ 1次報告では東芝事案のみの検証であったが、より一般的に、大手監査法人における運用実態を調査
- ✓ 10年以上にわたり監査補助者として従事していた者が引き続き業務執行社員に就任する事例など、相当な長期間にわたり関与していた事例があったとの指摘
- ✓ こうした事例については、長期に関与することで深度ある監査が行われる利点がある一方、独立性の確保（馴れ合い）や「新たな視点での会計監査」の観点から、適切に対処することが必要との指摘

IV. チームメンバーローテーション制度の導入

会長声明の公表（2019年10月25日）

監査人の独立性強化に向けたメッセージ

- 業務執行社員だけでなく、監査補助者についても必要に応じてローテーションを行う
「**チームメンバーのローテーション**」を2020年4月1日以後開始事業年度から適用
- 本規定の適切な運用により、「新たな視点（フレッシュアイ）」と「独立性」を確保しつつ、「十分な知識・経験」を活かした高品質な監査が可能となり、公益に資する

ローテーション対象

- ① 筆頭業務執行社員：7-2年(大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)
- ② 業務執行社員：7-2年
- ③ 審査担当者：7-2年(大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)

-
- ① 筆頭業務執行社員
 - ② 業務執行社員
 - ③ 審査担当者

監査補助者

ローテーション対象

- ① **7-5年** (大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)
- ② 同左
- ③ **7-3年** (大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)
- ④ **監査補助者**：監査結果に与える影響力等を勘案した上、必要に応じてローテーション

-
- ① 筆頭業務執行社員
 - ② 業務執行社員
 - ③ 審査担当者

④ **監査補助者**

※ ①~③の年数規制は、大会社等（PIE）に対して適用される。大会社等以外の場合には、④と同様に、必要に応じてローテーション。

IV. チームメンバーローテーション制度の導入

社会的影響度が特に高い会社の監査に関する上乘セルール

● 対象

- ▶ 時価総額 概ね5,000億円以上の上場会社
(資本市場に与える影響の度合いを考慮し、
公益の観点から設定)

時価総額区分	企業数(社)	時価総額合計(百万円)	カバー率
1兆円以上	143	422,715,372	60.5%
5000億円以上	271	512,642,437	73.4%
3000億円以上	395	561,184,795	80.4%
1000億円以上	802	631,729,614	90.5%
1000億円未満含む合計	3,834	698,286,420	100.0%

(時価総額算定日：2019年12月30日時点)

● 内容

- ▶ 公正性及び職業的懐疑心に影響を与え得る馴れ合い等が生じるおそれのある長期の関与は、**10年**
- ▶ 監査補助者が引き続き業務執行社員として関与する場合
 - 監査補助者としての関与期間を考慮して長期間の関与の判定を行う運用とする。
 - 馴れ合いの除去方法(セーフガード)は、ローテーションが最有効手段であることを示す。

● 経過措置

- ▶ 各監査法人の監査品質や人員計画等に及ぼす影響を考慮して実務上必要な経過措置を規定
 - 適用時期(2021年4月1日以後開始する事業年度から適用)
 - 既に就任している業務執行社員の取扱い

- I. 経営方針
- II. 新型コロナウイルス感染症への対応
- III. コーポレートガバナンス強化への貢献
- IV. チームメンバーローテーション制度の導入
- V. 社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準の拡大への対応**
- VI. IPOを取り巻く環境への対応
- VII. 税制に関する提言
- VIII. 中小監査事務所のデジタル(IT)化支援
- IX. SDGs・地域活性化

V. 社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準の拡大への対応

現在の状況

- ✓ 自民党及び厚生労働省で検討中
 - 「収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人」へ対象範囲を拡大するかどうか

協会の対応

2019年10月31日（木）自由民主党ヒアリング

2019年12月3日（火）関係議員訪問・説明

2019年12月6日（金）厚生労働省事務次官訪問・説明

2019年12月25日（水）関係議員訪問・説明

2020年1月8日（水）関係議員訪問・説明

※ 社会福祉法人向けの会計監査のガイドラインの作成を検討中

	当初案	現在
収益30億円超 又は 負債60億円超の法人	2017年度	2017年度
収益20億円超 又は 負債40億円超の法人	2019年度	?
収益10億円超 又は 負債20億円超の法人	2021年度	?

- I. 経営方針
- II. 新型コロナウイルス感染症への対応
- III. コーポレートガバナンス強化への貢献
- IV. チームメンバーローテーション制度の導入
- V. 社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準の拡大への対応
- VI. IPOを取り巻く環境への対応**
- VII. 税制に関する提言
- VIII. 中小監査事務所のデジタル(IT)化支援
- IX. SDGs・地域活性化

VI. IPOを取り巻く環境への対応

株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書(2020年3月27日)

■ IPOを目指す企業に対する質の高い監査の提供に向けた環境整備

JICPA	<ul style="list-style-type: none">✓ 中小監査事務所、IPOを目指す企業、証券会社、ベンチャーキャピタル等の関係者間での「対話の場」を設定✓ IPO監査の経験を積んだ後に監査法人を退職した「独立開業の公認会計士」のネットワーク構築✓ IPOを目指す企業向けのガイドブックの改訂と周知
大手監査法人	<ul style="list-style-type: none">✓ IPO監査において引き続き重要な機能を発揮すべく、組織体制・人員配置の見直し✓ IPOを目指す企業向けの相談窓口の設置・明確化✓ 監査を受嘱しない場合の理由説明とフォローアップ
準大手監査法人	<ul style="list-style-type: none">✓ 質の高いIPO監査を継続的に提供できるよう、組織体制・人員配置の見直し
中小監査事務所	<ul style="list-style-type: none">✓ IPO監査の新たな担い手となる「中小監査事務所のリスト」を作成・公表し、証券会社その他の関係者と共有✓ 専門的知見やノウハウの蓄積・集約とその効果的な発揮、品質管理の向上に向けた体制整備
独立会計士	<ul style="list-style-type: none">✓ IPOコンサルを実施する独立開業した公認会計士の地域ごとのネットワークの構築
証券会社	<ul style="list-style-type: none">✓ 公開指導・引受審査において、企業が選任した監査人と適切に連携✓ 「中小監査事務所のリスト」を踏まえた主体的な取組み✓ 引受証券会社が蓄積した専門的知見やノウハウを監査事務所とも共有

VI. IPOを取り巻く環境への対応

JICPAの認識と対応方針

■ 現状認識

- ✓ IPO を目指す企業は増加傾向にあり、企業と監査事務所との需給のミスマッチ等により、必要な監査を受けられなくなっている状況がある
- ✓ 一方で、監査品質の確保は全ての議論の根幹となるものであり、監査事務所において必要な人員や監査時間等を確保できないにも関わらず、監査を引き受けることで品質を低下させ、監査そのものの信頼性を損ねることがあってはならない

■ 対応方針

- ✓ IPO を目指す企業に対し、監査の担い手の確保と質の高い監査が安定的に提供されるための環境を整備するため、**プロジェクトチームを設置し、協会全体で迅速な検討**を実施
 - IPO 監査の新たな担い手となる中小監査事務所リスト作成
 - IPO 関係者が相互に知見や課題を共有することを目的とした対話イベントの開催
 - 大手監査法人が蓄積した専門的知見やノウハウの共有
 - 独立開業会計士と監査法人との連携を促進するネットワーク構築
 - 「新規上場のための事前準備ガイドブック」の改訂と周知
 - IPO を目指す企業で活躍する組織内会計士からCFO 候補の輩出

- I. 経営方針
- II. 新型コロナウイルス感染症への対応
- III. コーポレートガバナンス強化への貢献
- IV. チームメンバーローテーション制度の導入
- V. 社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準の拡大への対応
- VI. IPOを取り巻く環境への対応
- VII. 税制に関する提言**
- VIII. 中小監査事務所のデジタル(IT)化支援
- IX. SDGs・地域活性化

VII. 税制に関する提言

令和3年度税制改正意見・要望書（2020年6月18日）

主に、現行税制の問題等に関するものであることを基本に、各税制について、**合計81項目**、そのうち、政策的要望として、税制の構造的問題（フレームワーク）に関して**合計5分野9項目**の意見・要望を実施

政策的要望9項目

①【法人税法における課税所得計算と企業会計の調整について】

- ・ 計算の目的に配慮しつつ、企業会計の基準を尊重した法人税法の改正を行うこと
- ・ 税務コンプライアンスが整備されている上場企業等においては、債務確定主義の緩和及び損金経理要件を含む企業の意味確認方法を柔軟に許容すること

②【事業承継支援税制について】

- ・ 事業承継税制の特例要件を適用状況に応じて見直すこと

③【ベンチャー投資に関する優遇税制について】

- ・ ベンチャー投資を促すため、優遇税制の一層の充実

④【消費税の軽減税率制度及びインボイス制度について】

- ・ 新たな益税の発生防止
- ・ 事業者において混乱のない導入可能なインボイス制度設計
- ・ 適格請求書類似書類であることが判明した場合の宥恕規程を設けること

⑤【納税環境整備等について】

- ・ 税務手続において使用されている番号の整理・統合
- ・ 税制改正における十分な議論、改正趣旨の周知

VII. 税制に関する提言

税制の在り方に関する提言（2020年6月18日）

主に、我が国が抱えている社会的問題に関するものへの対策について **3分野7項目** について、税制の観点から提言を実施

I 企業の国際競争力、日本の立地競争力の強化について

1. デジタル経済に対して実効性に即した税制を構築すること
2. 起業家を多数輩出するための教育資金に関する新たな税制の導入及びスタートアップ企業の成長を促す税制を構築すること

II 経済社会構造の変化、少子高齢化などの課題への対応について

1. 働き方の多様化に応じて誰でも容易に確定申告が可能な環境を整備すること
2. 働き方の変化やライフコースの多様化に対応した所得計算方法を検討すること
3. 少子化対策や女性の社会進出の手掛かりとして世帯単位課税の導入を検討すること

III 世代間の資産偏在の是正について

1. 若年世代への円滑な資産承継のため相続税、贈与税の税負担を見直すこと
2. 公的年金の課税の在り方にストックの側面を加味すること

- I. 経営方針
- II. 新型コロナウイルス感染症への対応
- III. コーポレートガバナンス強化への貢献
- IV. チームメンバーローテーション制度の導入
- V. 社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準の拡大への対応
- VI. IPOを取り巻く環境への対応
- VII. 税制に関する提言
- VIII. 中小監査事務所のデジタル(IT)化支援**
- IX. SDGs・地域活性化

VIII. 中小監査事務所のデジタル (IT) 化支援

中小監査事務所ITコミュニティ設立の検討

- 中小監査事務所のIT担当パートナー、IT現場担当者及び実務担当者（専門要員、事務職員含む）の交流の場
- 業務アプリケーション及び監査ツールについての情報交換（ベンダー、他監査法人からの紹介及びデモンストレーション）
- サイバーセキュリティ研修等を通じ、中小監査事務所のIT現場担当者及び実務担当者のITスキル、ITリテラシーの向上を図る

ITツール利活用のための研修の強化

- ✓ 中小監査事務所向けに、より実践的な研修会を定期的開催
- ＜研修テーマ例＞
- CAATツールを用いたデータ分析の実践
 - BIツールを利用した分析結果のビジュアル化
 - ITリテラシー向上のための研修
 - ※ AI/RPAについても研究を進め、紹介可能なソリューションがあれば研修会を開催

■ 共同ITインフラセンター構想（先行参加事務所が共同で新会社を設立）

※ JICPA外に別法人を設立予定

- ✓ 企業活動のIT化に対応する監査業務のIT利用促進と、これによる監査業務の品質向上及び効率性に寄与する
 - ITインフラの共同投資によるITの利用促進・コストメリット享受
 - 高度な情報管理体制の構築支援（電子監査調書）
 - データ分析ツールの利用促進による監査品質の向上・効率化

- I. 経営方針
- II. 新型コロナウイルス感染症への対応
- III. コーポレートガバナンス強化への貢献
- IV. チームメンバーローテーション制度の導入
- V. 社会福祉法人の会計監査人設置の規模基準の拡大への対応
- VI. IPOを取り巻く環境への対応
- VII. 税制に関する提言
- VIII. 中小監査事務所のデジタル(IT)化支援
- IX. SDGs・地域活性化**

◆ SDGs 会計・監査ジャーナル別冊

～SDGsへの公認会計士の貢献～ さまざまな地域、分野で活躍する公認会計士



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

令和3年9月10日発行（毎月10日発行）
「会計・監査ジャーナル」2020年9月号（巻782号）別冊付録

Engage in the Public Interest
社会に貢献する公認会計士

編集後記

BACK MESSAGE

本企画は、地域で活躍されている公認会計士の方々の講演を機に、既にSDGsに貢献している公認会計士がさまざまな地域や分野に多数おり、ぜひ皆様にご紹介したいという思いから始まりました。地域会等にご紹介をお願いし、また、我々がインターネット等の公開情報から探すなどして候補者を選定し、そのうち幸いにもご都合が合い、ご協力いただいた9名の方に、本年2月から3月頃にかけて、その時々々の環境を最大限に配慮しながらインタビューを行いました。お忙しい中、インタビューを受けて頂いた方々、また関係者の皆様には多大なるご協力を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます。インタビューを通じて感じたことは、その活動を開始するきっかけは特にSDGs

を意識したものというよりは、従来からプロフェッショナル・パートナーとしての信念を持って取組を行われてきた経験が、結果としてSDGsに貢献することに繋がっているものであることであり、皆様、希望に届いた表情で、これからの将来を熱く語っていたことも印象的でした。過去から現在に至るまでの経験に裏打ちされた現在があり、そして、未来を切り拓くための努力を現在進行形でなされている姿に感銘を受けました。この冊子をお読みいただいたことで、皆様が持続可能な社会やSDGsの取組を考えるための、また、さまざまな地域や分野で活躍を目指すきっかけになれば、大変嬉しく思います。今回の企画ではまだまだ訪面の都合

上ご紹介できなかった方もおり、SDGsに貢献する公認会計士は全国各地に大勢おりますので、今後、第2弾、第3弾と特集を組んでいければと考えております。お知り合いにそのような公認会計士の方がいらっしゃれば、ぜひご紹介いただければ取材させていただきます。特別委員会では、協会及び公認会計士が目指すべき変等を取りまとめた中間報告や今回の冊子を基に内外の様々な方々との対話を深め、さらに方向性や具体的な取組を明確にし、目指すべき変等に近づけるよう施策を検討・実施してまいりたいと思っております。引き続きのご支援をよろしくお願いたします。

持続可能な社会構築における協会の課題・取組検討委員会

持続可能な社会構築における協会の課題・取組検討委員会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

委員長 手塚 正彦
副委員長 北澄 和也
加藤 達也
菅谷 圭子
鈴木 真紀江
藤本 貴子
植橋 里恵
木田 稔

会計・監査ジャーナル

令和3年（2020年）9月号増刊号 令和2年（2020年）9月10日発行
編集 日本公認会計士協会
編集長 宇塚 正彦
〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1
電話 (03) 3515-1120 (代表)
http://jicpa.or.jp/
発行 第一法規株式会社
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
電話 0120-203-694
http://www.daiichiho.co.jp/



～SDGsへの公認会計士の貢献～
さまざまな地域、分野で活躍する公認会計士

◆ SDGs 会計・監査ジャーナル別冊

～SDGsへの公認会計士の貢献～
さまざまな地域、分野で活躍する公認会計士

CONTENTS

「会計・監査ジャーナル」別冊発刊にあたって
日本公認会計士協会会長 手塚 正彦

SDGsへの日本公認会計士協会の取組
日本公認会計士協会常務理事 北澄 和也

米子市を継続可能な社会へ
p4 伊木 隆司

熊本地震からの復興支援の取組
p8 山下 昌也

東日本大震災からの復興支援の取組
p12 森川 祐亨

日本の事業承継の課題解決のために
p16 内海 靖

p20 荻堂 聡久

「会計」をわかりやすく伝える
p24 田中 靖浩

貧困や生活困窮者の独立支援を通じて
p28 児玉 久実

木質バイオマス発電事業で持続可能な社会を
p32 岡田 育大

地域で活躍する女性会計士
p36 真鍋 恵美子

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

【会計・監査ジャーナル】2020年9月号 別冊付録
※記事掲載の写真、記事の無断転載を禁じます。